

## 令和 7 年第 1 回葛城市議会定例会会議録（第 1 日目）

1. 開会及び散会 令和7年3月6日 午前10時00分 開会  
午後 3時02分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- |            |     |      |     |      |
|------------|-----|------|-----|------|
| 3. 出席議員14名 | 1番  | 西川善浩 | 2番  | 横井晶行 |
|            | 3番  | 柴田三乃 | 4番  | 坂本剛司 |
|            | 5番  | 杉本訓規 | 6番  | 欠員   |
|            | 7番  | 吉村始  | 8番  | 奥本佳史 |
|            | 9番  | 松林謙司 | 10番 | 谷原一安 |
|            | 11番 | 川村優子 | 12番 | 増田順弘 |
|            | 13番 | 西井覺  | 14番 | 藤井本浩 |
|            | 15番 | 下村正樹 |     |      |

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 市 長       | 阿 古 和 彦 | 副 市 長   | 東 錦 也   |
| 教 育 長     | 椿 本 剛 也 | 企 画 部 長 | 高 垣 倫 浩 |
| 総 務 部 長   | 林 本 裕 明 | 財 務 部 長 | 米 田 匡 勝 |
| 市民生活部長    | 西 川 勝 也 | 都市整備部長  | 安 川 博 敏 |
| 産業観光部長    | 植 田 和 明 | 保健福祉部長  | 中 井 智 恵 |
| こども未来創造部長 | 葛 本 章 子 | 教 育 部 長 | 勝 眞 由 美 |
| 上下水道部長    | 井 邑 陽 一 |         |         |

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 板橋 行則 書 記 神橋 秀幸  
書 記 西 邨 さくら

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

- ## 7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 施政方針について

- 日程第4 議第1号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度葛城市一般会計補正予算(第7号)について)
- 日程第7 議第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例を制定することについて
- 日程第8 議第3号 葛城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例を制定することについて
- 日程第9 議第4号 葛城市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正するこ  
とについて
- 日程第10 議第5号 葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについて
- 日程第11 議第6号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
一部を改正することについて
- 日程第12 議第7号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するこ  
とについて
- 日程第13 議第8号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することにつ  
いて
- 日程第14 議第9号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正すること  
について
- 日程第15 議第10号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第11号 葛城市実費弁償条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第12号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正することについて
- 日程第18 議第13号 葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正す  
ることについて
- 日程第19 議第14号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに  
ついて
- 日程第20 議第15号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正することについて
- 日程第21 議第16号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第17号 葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する  
条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第18号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第19号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第20号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正することについて

- 日程第26 議第21号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第27 議第22号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第28 議第23号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第29 議第24号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第30 議第25号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第31 議第26号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第32 議第27号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第33 議第28号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第34 議第29号 葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第35 議第30号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第36 議第31号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第37 議第32号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第38 議第33号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第39 議第34号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第40 議第35号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第41 議第36号 令和7年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第42 議第37号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第43 議第38号 令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第44 議第39号 令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第45 議第40号 令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第46 議第41号 令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第47 議第42号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第48 議第43号 令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決について

日程第49 議第44号 令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前１０時００分

**奥本議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、令和７年第１回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の令和７年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

皆様、おはようございます。令和７年第１回の定例会が開会されました。本定例会は、ご承知のように令和７年度当初予算の重要な審議が控えております。議員各位におかれましては、慎重審議の上よろしくお願いいたします。

本日、令和７年第１回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、先ほど申しましたように、令和７年度当初予算をはじめ多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第４から日程第49までの46議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表は、ペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。こちらにつきましても、ペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、葛城市議会議員全員視察研修についてご報告申し上げます。去る２月17日から２月18日にかけて実施いたしました議会全員視察研修及び議会運営委員会視察研修の結果報告書が、副議長及び議会運営委員長より提出されております。報告書はペーパーレス会議システム等で配付しておりますので、その概要についてそれぞれ報告願います。

まず、議会全員視察研修の概要について報告をお願いいたします。

１番、西川善浩議員。

**西川副議長** 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、去る令和７年２月17日月曜日に行った議会全員視察研修について報告をさせていただきます。

視察研修のテーマとしては、各常任委員会の政策提言についてということで、実際に議会基本条例に基づき各常任委員会において政策提言をされている先進地である舞鶴市議会の皆様に、その内容や課題、効果について研修を行いました。舞鶴市議会肝付議長の挨拶で始まり、舞鶴市議会山本議会運営委員長に研修内容の説明を行っていただきました。

まずは、活動計画についてということで、議会基本条例に基づき委員会の活動、条例の確

実な履行を実践するために、任期４年間で取り組む内容を実行計画として策定し、議会運営委員会などで議論を重ねて、今期は36項目の取組を定め、議会基本条例の理念の実現を目指して取組をされておりました。

舞鶴市議会は４つの常任委員会が設置されており、各常任委員会によって１年間に取り組む重点事項を定めて調査研究を実施されております。また、委員会で定めた重点事項よりテーマを決めて、市民とのワークショップ形式によるわがまちトークを開催し、市民の建設的な意見を抽出することで提言にも結びつける作業も行われており、また、調査研究として先進地視察、市内現地視察、勉強会、事例調査など、システムチックに構成された年間スケジュールをもって委員会活動をされておりました。

市民と議会のわがまちトークにあつては、委員会で定めたテーマに沿って、それに関連する団体や公募により市民に参加をしてもらい、議員１人と参加者５人程度でグループをつくり、ワークショップ形式にて意見交換をするといったこともされておりました。議員がファシリテーターとなって意見を抽出し、他の調査研究と併せて委員会で議論を深める材料とする効果的な手法であると感じたところでございました。しかし、課題もあり、ファシリテーターとしてのスキルアップが必要であったり、参加者の固定化も懸念される場所であるとのことでした。

政策提言については、各委員会が１年間をかけて調査研究や議論を重ねて提言を取りまとめ、10月に市へ政策提言書として提出を行うということでございました。提言書に記す内容としては、提言事項、現状と課題、市民の声、調査、分析、期待される効果が盛り込まれております。また、今までは市行政からの取組状況を確認することはなかったのですが、令和５年の政策提言からは、対応状況を記載した資料の提出や説明を求めることになったとのこと。

一通り資料に基づいての説明が終わった後に、議員から多くの質疑がなされ、議論を深めたよい研修となりました。

また、令和７年２月14日金曜日にも元衆議院法制局参事の吉田利宏氏を講師としてお招きし、条例と政策の審査・立案について研修会を開催し、今般の視察研修と併せて議会及び議員の資質向上に寄与したものであったと考えます。

最後に、過密なスケジュールの中、調整を行っていただき、快く研修先としてお受けいただいた舞鶴市議会の皆様に厚く御礼申し上げ、葛城市議会全員視察研修の報告とさせていただきます。

**奥本議長** 次に、議会運営委員会の視察研修の概要について報告をお願いいたします。

13番、西井覚議員。

**西井議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、去る令和７年２月18日火曜日に行った議会運営委員会視察研修の概要について報告をいたします。

今回の視察研修は、市民懇談会についてをテーマに、京都府京丹後市へ伺いました。京丹後市議会では、議会基本条例の議会の活動原則に基づき市民懇談会の開催を義務化し、毎定

例会後3つの会場で2回ずつ、合計24回実施されています。その取組や実施方法について、京丹後市議会の議長、副議長、議会運営委員長、議会事務局様よりご説明いただきました。

年間24回もの開催について、過去には回数を減らしたらどうかという意見があり、検討されたこともあったそうですが、条例を堅実に守り取組を維持していくべきであるとの意見が多く、現在までこの取組を継続されています。

また、平成29年にはアンケートを実施し、参加者の減少などの課題を示し、その改善に向けて議論を行われ、当初は教室方式で実施されていたものを、平成30年度からはワールドカフェ方式に変更されました。ワールドカフェ方式とは、四、五人のグループを複数つくり、議員は各グループでファシリテーターとなって、共通のテーマとなった課題に対してグループで意見をまとめていく方式で、参加者全員が発言できるため、広い視点で議論を行うことができるとのことでした。また、参加者と議員との懇談会の最後には、従来のように定例会の議会報告も行われています。

毎定例会後、懇談会前には班会、班長会を実施し、各会場ごとの報告内容について協議、懇談会後には質疑、意見、懇談会のテーマ、グループごとの意見などの集約結果を分類し、報告書を議長に提出されています。その後、所管の常任委員会で政策提言の可能性、調査事項にするかどうかの検討を行うものとし、行政の要望として伝えるべきことは行政に伝え、それらの結果については議会だよりに公表されているとのことでございます。

葛城市議会では昨年8月に市民懇談会を開催しましたが、今回の京丹後市への視察研修では、市民懇談会に関する具体的な課題、それに対する工夫などについて、とても丁寧にご説明いただき、また、条例を堅実に守り、市民からの意見を真摯に受け止め、政策提言への可能性まで慎重に精査する姿勢には大変感銘を受け、見習うべきものがあると感じました。今回、見聞きさせていただいたことを踏まえ、今後の本市での取組について議論を尽くしてまいりたいと思います。

最後に、定例会前の大変お忙しい時期に、研修の受入れをご快諾いただきました京丹後市議会の皆さんには厚く御礼を申し上げ、議会運営委員会の視察研修の報告とさせていただきます。

**奥本議長** 次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

**西川議会改革特別委員長** ただいま議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催をいたしました議会改革特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

本委員会は2月14日午前10時より開催し、葛城市議会基本条例の検証などについて協議を行いました。昨年12月10日の本委員会において、葛城市議会基本条例に基づく1年間の取組状況などについて、議員全員に評価をお願いしました。議員個々に評価していただきました内容を本委員会の正副委員長で取りまとめ、葛城市議会基本条例評価集計案を作成いたしました。これを基に評価検証を行ったところでございます。

複数の委員から、評価欄に最も多かった評価のみを表示すると、評価理由と一致していな

い部分もあるという意見から、評価欄については、議員全員がどのような評価をしたのか分かるような表示方法に変更することになりました。

評価の状況では、条文のほとんどが「概ね達成された」や「十分に達成された」と評価をされていましたが、第8条の議会審議における論点情報の形成や、第15条の議員の政治倫理、第17条の議員報酬については、「一部達成された」または「今後の取組が必要」という評価も多くあり、評価にばらつきが見られました。これらの条文については、議員の皆様からご提案いただいた今後の方向、取り組む内容を参考に取り組むことで、評価の改善に努めたいと考えております。

今回の基本条例の検証については、議員全員が条文ごとに評価をしていただく新たな方法で実施をいたしました。1年に1回このように条文を確認することで、改めて議員としての心構えなどを再認識するよい機会になったと思います。しかし、初めての試みということで、委員の皆様より種々ご意見をいただきましたので、今後はそれらのご意見を参考に、次回の評価、検証に生かしていきたいと考えております。

最後に、本日議員の皆様へ配付をいたしております令和6年度葛城市議会基本条例評価集計を、この後ホームページに掲載をいたしますことをご報告申し上げまして、閉会中に開催をいたしました議会改革特別委員会の審査状況について報告とさせていただきます。

**奥本議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管の委員会において、取扱いについてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、報告案件、承認案件、条例改正や一般会計及び特別会計におきます令和6年度補正予算並びに令和7年度当初予算など、合計46件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様一人一人にとりまして住みよいまちづくりの実現に向け、市役所職員一同が丸となって努力してまいりたい決意でございます。後ほど令和7年度の施政方針におきまして、市長として私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

**奥本議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、坂本剛司議員、5番、杉本訓規議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

**西井議会運営委員長** 令和7年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程3において、市長から令和7年度の施政方針がございます。

次に、日程第4、議第1号につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次の日程第5、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第6、承認第1号につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第7、議第2号から日程第34、議第29号までの条例の制定または改正28議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。総務建設常任委員会は議第2号、議第4号から議第17号まで、議第25号、議第26号、議第28号、議第29号の19議案を付託し、厚生文教常任委員会では議第3号、議第18号から議第24号まで、議第27号の9議案を付託いたします。

次に、日程第35、議第30号から日程第40、議第35号までの補正予算6議案と、日程第41、議第36号から日程第49、議第44号までの新年度予算9議案の予算関係15号議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、今回の予算特別委員会の定数は8名といたしますので、各常任委員会から、それぞれ4名ずつ委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システムなどで配付しておりますとおりでございます。会期は本日3月6日から3月27日までの22日間とし、7日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。10日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。13日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、補正予算関係

の付託議案の審査をお願いします。14日は午後2時より議会改革特別委員会の開催をお願いいたします。17日と21日は午前9時半から、18日と19日は午後1時から予算特別委員会を開催し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。25日と26日は予備日とし、27日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を、各委員長より報告をお願いいたします。その後、各委員会で付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管においてご協議をお願いいたします。

次に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含まれません。

最後に、地方自治法改正に伴う市議会議員の請負の状況の公表の条例等の取扱いについては、今後、議会運営委員会で理事者側との調整を行うことといたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**奥本議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から27日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から27日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より令和7年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

**阿古市長** 本日、令和7年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。ここに新年度の当初予算案をはじめ重要案件のご審議をお願いするわけですが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べさせていただきます。議員の皆様はじめ市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

昨年10月の市長選挙におきまして、市民の皆様のご信任を賜り、3期目の葛城市政を担わせていただくことになりました。今回の市長選挙は、葛城市が誕生した後に生まれた子どもたちが初めて有権者となり、市政の代表者を選ぶ選挙でありました。子どもたちの市政への期待を考えると、改めて課せられた使命と責任の重大さに身の引き締まる思いであります。引き続き市長として市民の皆様の負託に応え、本市の発展のために誠心誠意努力を重ねてまいる覚悟でございます。

さて、市制施行20周年と私の3期目が同時にスタートを切り、3期目最初の新年度予算編成をさせていただくことになりました。これまでを振り返りますと、1期目におきましては、早急に対応しなければ将来に禍根を残すであろう財政再建等の大きな課題解決、2期目におきましては、未曾有の災害と言える新型コロナウイルス感染症対応、そして復興作業という逆風の中での市政運営でございましたが、並行して市民第一のまちづくりに必要な施策を実施し、基礎の積み上げを着実に行ってまいりました。今回3期目におきましては、次なるステージへのステップを踏み出し、観光施策の推進やイベントの開催等、市民の皆様の笑顔あふれる活力あるまちづくりを進めてまいります。また、将来にわたって高い水準の行政サービスをサステイナブルに提供できるよう、葛城市のさらなるバージョンアップに注力してまいります。さらに、今後は様々な分野において民間の方々の力を積極的に活用し、効果的に公民連携ができるプラットフォームの構築に取り組んでまいります。

それでは、初めに、本市の魅力を生かした観光施策の推進でございます。本市にあります観光資源には、創意工夫でさらなる魅力が引き出されるもの、いまだ活用できていない潜在的なものが数多くございます。新年度は、3つの観光資源の活用に関心をもち、焦点を当ててまいります。

1つ目といたしましては、しあわせの森公園でございます。昨年4月20日に20周年イベントとして開催いたしました、しあわせの森公園の第1回芝桜まつりは、市内外から約1万人の来場者が訪れ、新たなにぎわいを創出いたしました。新年度は、この芝桜まつりをバージョンアップし、開花時期に合わせて9日間のライトアップをすることで、新たな春の風物詩として定着させ、本市の魅力発信の起爆剤として活用していきたいと考えております。

2つ目といたしましては、奈良県社会教育センター跡地利用でございます。令和3年より休館となっております奈良県社会教育センター跡地につきましては、所有者である奈良県と連携し、滞在型の施設誘致ができるよう引き続き検討を進めるとともに、新年度につきましては、同センター跡地におきまして、空間デザインコンペティション事業を実施し、民間建築家等の発想を取り入れ、地域経済や市民の皆様の暮らしの発展に寄与する活用方法を検討してまいります。

3つ目といたしましては、(仮称)西の山の辺の道でございます。豊かな自然を背景とした山麓エリアには、のどかな日本の原風景が残っています。多くのハイカーに来てもらうことにより、にぎわいを創出して、同エリアの活性化を図ることを目的といたしまして、(仮称)西の山の辺の道事業を進めてまいります。なお、広域連携による事業展開を見据えつつ、新年度につきましては、本市単独で(仮称)西の山の辺の道の整備に向けた現地調査等に取り組んでまいります。

続きまして、農地の有効活用についてでございます。農業者の高齢化や農業資材の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっております。特に全国的に増加傾向にある耕作放棄地につきましては、本市におきましても喫緊の課題でございます。これまでも様々な農業振興施策を実施しておりますが、国内外の食料をめぐる情勢が大きく変化している中、これまでの施策を継続するとともに、行政が主体となって農地を保全していく必要がございます。新年度につきましては、耕作放棄地について抜本的な解消を図るため、新たな組織体の立ち上げ等の方法について検討を行う耕作放棄地対策検討業務を実施してまいります。

続きまして、當麻庁舎周辺エリアの再編についてでございます。（仮称）當麻複合施設の整備につきまして、令和5年度より設計を進めてまいりましたが、新年度からようやく當麻文化会館の大規模改修工事に着手すると同時に、運営やサービスの具体化につきましても、民間活力の導入を念頭に、より一層検討を深めてまいります。これに伴い、長年市民の皆様が親しまれてきました當麻文化会館は本年3月をもって休館し、令和8年秋以降のオープンを目指して、庁舎機能、図書館機能、文化会館機能等を兼ね備えた複合施設として生まれ変わることになります。

また、民間活力の導入を含めた検討を進めております當麻庁舎跡地の利活用につきましては、新年度に事業者の公募を行い、本格的に事業を展開してまいります。さらに、生まれ変わる當麻庁舎周辺エリアを中心に、公共空間の活性化と複合施設の開館に向けた機運醸成を図るため、トライアル・サウンディングの手法の社会実験を実施し、民間の自由な発想による公共空間利用を通じたにぎわいの創出や、公共施設利用に当たりましてのルール整備に取り組んでまいります。

続きまして、災害に強いまちづくりについてでございます。本市では、市民の皆様の生命や財産、暮らしを守るために、近い将来発生が危惧される巨大地震、近年の線状降水帯によるゲリラ豪雨災害に対しまして、これまでも最優先に予算づけを行い、あらゆる角度から対策を講じてまいりました。特に地震対策につきましては、能登半島地震の被災地へ派遣した職員からの報告を基に、被災地の状況を可能な限り分析した結果、避難所等におけるトイレ問題への対策と、各方面から送られてくる救援物資や応援職員の受援体制の構築及び拠点の整備を重点事業と据え、早急に進めてまいります。

トイレ問題への対策といたしましては、令和6年度に導入した小型トイレカー2台に加えて、新年度は高齢者や障がいのある方が安心して利用できる多目的タイプの小型トイレカーを1台導入し、計3台体制として、有事の際に出動することはもちろん、平時におきましても市のイベントに出動し、市民の皆様へ、災害時のトイレ対策の大切さについて啓発を強化してまいります。

受援体制の構築及び拠点の整備につきましては、各方面からの温かいご支援を効果的に活用するための受援計画の策定、物資を一時保管し、避難所等からのニーズに適切に対応できる受援拠点の整備、さらに、自衛隊や他団体の応援職員、ボランティアの皆様が効率よく活用できる拠点の整備につきましても、民間の協力も得ながら進めてまいります。そして、これらの事業を進めていく上で必要不可欠な衛星通信を使ったネットワーク環境の整備や、停

電時の電源確保の対策といたしまして、移動式発電装置の導入等も進めてまいります。

以上の事柄に重点を置きながら、更に魅力あふれる誰もが住みよい葛城市となるよう、市民第一のまちづくりを根底に据えつつ、教育環境の充実と子育て支援、高齢者、障がい者福祉の充実、令和の葛城市の産業の活性化、市民の生命・財産を守る災害対策、堅実な財政への改革と健全化、環境に優しい葛城市を政策の軸として事業に取り組んでまいります。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきまして、施政方針冊子をご覧ください、項目のみを説明させていただきます。

#### 1、調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

(1) 市民みんなが活躍できる社会の構築。いきいきセンター管理事業、介護予防・日常生活支援総合事業、地域福祉の推進、障がい福祉の充実、人権の尊重、男女共同参画事業の推進、生活困窮者自立支援事業、雇用の創出。

(2) 豊かな自然の保全・継承。ゼロカーボンシティの推進、循環型社会形成の推進、各種森林・林業施策、公園施設長寿命化対策支援事業。

(3) 歴史・文化と調和的な地域づくり。歴史や文化の保護・活用、當麻寺練供養映像制作等事業。

#### 2、壮健・学習～心と身体が健やかに育まれるまち～。

(1) 誰もが生涯健康で過ごせるまちづくり。健康づくり・食育の推進、歯周病菌検診、带状疱疹ワクチン接種事業、不妊治療費助成事業、アピアランスケア支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、家族介護支援事業、生活支援体制整備事業、福祉医療費助成事業、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度、スポーツ振興事業。

(2) 教育・学習による未来の市民づくり。妊娠期から包括的支援の充実、子どもの読書活動推進、子育て支援の充実、学童保育事業、学校・地域パートナーシップ事業、学校施設整備事業、学校補助金事業、学校情報化推進事業、部活動地域移行事業、学校給食事業、葛城市未来人材育成事業。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養。学習活動の推進、芸術文化振興、各種講座の実施。

#### 3、活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～。

(1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現。葛城市都市計画マスタープランの策定、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、社会資本道路改良事業、橋梁定期点検事業・道路新設改良事業、「ぐるっとかつらぎ」公共交通事業、上下水道事業。

(2) 産業振興による地域の稼ぐ力の向上。中小企業資金融資制度・商工会補助金等、工業系ゾーンの推進、大阪・関西万博関連事業、宿泊施設の整備、賑わい創出事業、相撲館事業、移住定住推進事業。

(3) 安心・安全な生活環境の整備。災害・火災等発生に対する備え、自主防災組織等の強化、建築物耐震改修促進事業、農村地域防災減災事業、ため池による治水対策、熱中症対策事業、交通安全施設整備事業、交通安全対策、児童の登下校等に伴う安全の確保、空家等対策事業、特殊詐欺等防止対策の強化、消費生活相談事業。

#### 4、その他。

葛城市第3次総合計画及び葛城市第3期総合戦略の策定、ふるさと応援寄附事業、個人番号カード関連事業、自治体DX推進事業、国際交流事業、友好自治体交流事業。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策の項目をお話し申し上げました。皆様のご意見を伺いながら、自主財源の安定的な確保に努め、歳出を見直し、財政の健全化を維持しながら、市民の皆様が必要とする行政サービスを提供してまいります。

最後に、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げます。新年度の施政方針とさせていただきます。

以上でございます。

**奥本議長** 施政方針は以上であります。

これより議案審議に移ります。

次に、日程第4、議第1号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき提案理由を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第1号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市公平委員会委員の奥田善啓氏が本年3月22日付をもって任期満了となるため、人格、識見ともに優れており、最適任者である奥田氏を引き続き公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき報告を求めます。

東副市長。

**東 副市長** 皆さん、おはようございます。

それでは、葛城市土地開発公社の令和7年度予算につきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。お手元に土地開発公社の予算書がございますので、ご覧いただけたらと思います。

初めに、1ページ目でございます。収益的収入及び支出の予算額につきましては、収益的収入が5,077万3,000円、収益的支出につきましては5,025万円となっております。

次に、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますけれども、資本的収入が5,000万円、資本的支出が1億62万3,000円でございます。

続きまして、予算内容の詳細についての説明をさせていただきたいと思いますので、4ページをご覧ください。令和7年度葛城市土地開発公社事業計画書についてでございます。

まず、取得事業明細でございますけれども、公有地の取得事業費といたしまして5,000万円の枠取りをしております。

次に、2つ目といたしまして、売却事業明細でございますけれども、令和7年度中に枠取りの取得見込み用地を年度内に買い戻されたものといたしまして、公有地売却収益といたしまして5,065万2,000円でございます。

次に、5ページをご覧ください。資金計画でございます。

まず、受入資金でございますが、前年度繰入金が1,694万1,000円、公有地取得事業収益が5,065万2,000円、事業外収益が12万1,000円、借入金が5,000万円、合計1億1,771万4,000円でございます。一方、支払資金といたしまして、公有地取得事業費が5,364万3,000円、一般管理費が10万円、借入金償還金が5,000万円、合計1億374万3,000円で、受入資金と支払資金の差引額は1,397万1,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。令和7年4月1日から翌年3月31日までの予定損益計算書でございます。事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が5,065万2,000円、事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が5,015万円、差引事業総収益といたしまして50万2,000円でございます。一般管理費といたしましては10万円、事業外収益合計が12万1,000円でございます。結果といたしまして、経常収支利益は当期純利益とともに同額の52万3,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。令和8年3月31日の予定貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が1,397万1,000円、代行用地が2億594万4,000円、流動資産合計2億1,991万5,000円、資産合計も同額の2億1,991万5,000円でございます。負債の部といたしまして、固定負債の借入金が1億5,750万円、負債合計も同額の1億5,750万円でございます。資本の部といたしまして、資本金合計500万円でございます。

次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が5,689万2,000円、当期純利益52万3,000円、準備金合計5,741万5,000円、資本合計6,241万5,000円でございます。負債・資本合計2

億1,991万5,000円となりまして、資産合計と同額となっております。

次に、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算額であります。附属書類の説明書をもってご説明を申し上げたいと思いますけれども、まず8ページをご覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。初めに、収入の部でございますけれども、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が5,065万2,000円、事業外収益の受取利息といたしまして1,000円、雑収益といたしまして12万円、収入合計で5,077万3,000円でございます。

次に、9ページの支出の部でございます。事業原価といたしまして、代行用地売却原価が5,015万円、一般管理費の経費といたしまして10万円、支出合計が5,025万円でございます。

次に、10ページの資本的収入及び支出、予算の説明書でございます。収入の部といたしまして、借入金で5,000万円でございます。

次に、11ページの支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が5,062万3,000円、借入金償還金が5,000万円、支出合計1億62万3,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**奥本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本議員。

**藤井本議員** 土地開発公社のことについて、前回も前々回も連続して同じ意味合いの質疑をする私も、質疑する者としてしんどいわけでございますけれども、同じことを申し上げるのは、土地開発公社は全く動かへんねんから、解散したらどうですかということを前々から申し上げております。そういうことも検討していくというニュアンス的なお答えをいただいておりますけれども、なぜそのように申し上げているかというと、2023年度、奈良県におきましても39市町村ある中で、もう解散をして今現在、市町村で持っている土地開発公社というのは18、半分以下の市町村しか土地開発公社というのではないわけです。土地開発公社は公拡法、いわゆる公有地の拡大の推進に関する法律ということで、この土地開発公社というのが粹にいくときというのがございました。土地が値上がりをしていく、先行取得をして事業をしていこうという時代もございました。そやけど、今もうその時代じゃないということは、皆さん方もご理解をさせていただいておるところでございます。

今、副市長、土地開発公社の理事長からの説明もございましたように、今、予算の説明の中で粹取り予算、どこどこどうすんねんということじゃなくて、粹取り予算として5,000万円が計上されている。いつもそういうことを聞いて、同じことを時間を費やしてやっているところであります。なぜ、なかなかこの解散に踏みきれないかという問い。この前お答えをいただいたように、10年以上の、あまりいい言葉ではないですけども、古くから持っている土地、塩漬けの土地と昔はよく言いましたけども、そういうものがあるということで、ここを何とかせなあかんということもご理解を得ている。しかしながら、なかなか進まないというのが今の現状であります。

そこで1点目、先にお尋ねしますけども、ここで今持っている土地の簿価というのは、10年前に買って、例えばそのとき1億円で買ったら、ずっと1億円で、時価とは大きく差が出てくるわけですね。まずお聞きしたいのは、古いものがたくさんあるということは、時価と大きな差があるのであろうと思います。その差額というのをどのように把握されているのか、どれぐらいあるのか、お示しできる範囲でお尋ねをまずしておきたいと思います。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの藤井本議員のご質問、公社が抱える代行用地の簿価と実質的な費用の乖離という意味でおっしゃっていると思います。基本的には公社保有の土地は市が簿価価値で買い上げる前提で購入している土地でございますので、正式な鑑定を出す必要があると考えております。実際に鑑定評価を行っておりませんので、具体的な金額は答弁するのが難しいかなと思っておりますが、実際には現在の路線価格等の動きで勘案しております。実質的には土地の値段は、現在の簿価から大きく下回っているということで把握しております。

以上でございます。

**奥本議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** そこまでしか説明できないということ、約2億あるわけですね。それが大きく下回っているということですね。ここに問題点があるわけですよね。これをずっと置いておくということは、問題を後回しにしているとしか考えられへんわけです。今動いているんならいいですよ、土地開発公社が。せやけど、先ほどから何遍もしつこく言うようやけども、あくまで枠取りの予算をやっているというような状況の中で、早くしなさいよと何回も何回も私も口酸っぱく言っている。これ報告案件でございますので、続いてお尋ねしたいと思います。

各市町村同じような悩み、今、奈良県では39市町村中18がまだ残っていると言いましたけども、全国的に同じような悩みを持ってはると思います。その中でも、このままほっといたらあかんということで、市町村によっては、もう土地開発公社を解散していこうという解散プラン、5年やったら5年という期間を設けて、解散をしていこうというプランを立てている市町村もある。いやいや、まだまだ土地開発公社というのは利用する場面が出てくるねんということで、そういったところは簿価と時価との差額、これの解消プランというのを立てておられるところがあります。

葛城市において、そういう話合いというのができているのかどうか。できているならされている、していないのならしていないしていないということを確認しておきたいと思います。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

ただいまの藤井本議員のご質問、今回は令和7年度の予算ということでご報告させていただいておりますが、公社の理事会の中で、議事として、決議という形で議論させていただいております。具体的に今回枠取り予算となっておりますけども、毎年、予算編成の前に担当課に新規取得事業や買戻しなどの確認を行いまして、それを踏まえて予算作成しておるんで

すけども、その中で長期保有の土地につきましても、買戻しの可能性や違う用途での使途なども協議させていただいております。ただ、実質的に今回は枠取り予算となったところでございます。

以上です。

**奥本議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 意見だけ述べて終わっておきたいと思いますが、ほんまに早くしてください。私も同じことばかり言うのもおかしいし、理事長だって、枠取りですとか、動きはないですというような説明をして、これがネット中継でされているわけですが、税金を使ってやっているわけですので、各市町村がそっちへ向いて行っている、葛城市だけがいつまでもいつまでもこういう形で、これを解消しようと思ったら一般会計から買戻しせなあかんので、一般会計から大きな損失と言うていいのか、差額を出さなあかんという、これはありますよ。せやけど、それをいつまでもほっとくと、何ぼでもふくらんでいくわけやから、早期に話しを進めていただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

**奥本議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

なお、本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

令和6年度葛城市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,600万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億2,668万4,000円としたものでございます。

補正内容につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民の皆様へ地域振興券を配布するための経費を追加するものでございます。また、第2条では、繰越明許費の設定を行うものでございます。できる限り早期に地域振興券を配布する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月3日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

**谷原議員** 本案専決処分について、幾つか質問させていただきます。

1つは補正予算となっておりますので、この内容について1つお伺いしたいと思います。  
この補正予算につきましては、政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途について補正予算が組まれたものと承知しておりますが、11月に交付決定の金額があったんですかね。12月、11月だったと思います。12月議会におきましては、低所得者に対する3万円の給付金、これについては12月議会に出て補正予算を議決しております。つまり、臨時交付金のうち12月に支給したものもあります。これは議会で議決しました。

ところが、残りの約1億円余りのこの交付金でありますけれども、補正予算を見ますと、4ページに繰越明許費として、市内消費活性化事業ということで繰越明許されております。これは一体どういうことなのか。専決処分につきましては、緊急性の要するものということが地方自治法でも言われておりますので、専決処分において、これは非常に矛盾した補正予算内容になっている。ここがどうなっているのかということについて、1つお伺いいたします。

それから2つ目は、これは市内消費活性化事業という名目になっております。これは物価高騰対策として行うのであって、消費活性化すると、需要と供給というものがありますけれども、何で物価が高騰するのかと。それは需要があるから物価が高騰していくわけですね。お米もそうです。供給が足りないところに需要が豊富だと上がっていきます。そうやって市場が調整するわけですが、消費活性化事業の名目で物価高騰対策でクーポン券配布、なぜこういう選択をされたのか。このことについて2点お伺いいたします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

まず、1つ目の事業の内容についてのご説明ということで、市内消費活性化事業ということで、令和7年度事業でエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を行うという目的で、市内の店舗で消費できるクーポン券を全住民に配布する事業でございます。具体的には、市内に在住する方に1人2,500円を配布します。それで予算の内訳としまして、3万8,000人に2,500円と事務費2,100万円を合わせまして、1億1,600万円という事業を考えております。

次に、明許繰越しているところというご質問でありますけれども、この事業を専決させていただいて、早急に市民にクーポンをお渡しするという目的にしておるんですけれども、自主的に事務処理を行いまして、7年度以降に事務の手续等を行いまして、超えるということで見込みがございますので、明許繰越ということで予算対応させていただきました。

以上です。

**奥本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 最初に、クーポン券の件で1人2,500円ということで、その配布に当たっては、全体の予算の中では、この補正予算にありますけれども、事務費として今ありました2,100万円ほど組まれているということで、全額国庫からの支出金ではなくて、一般財源からも繰り入れて、この事務費を出していると思うんですけれども、ここで質問なんですけれども、事務費がかかるということで、また年度を越えて配布ということになりますから、スピードを上げる上

では、例えば水道料金の基本料金、これに対応するとか、これだったら早くできますし、事務費も要りません。あとは例えば給食費の高騰分をこれに充てるとか、こうするとスピードも早く事務費もかかりません。そうしたメニューも政府のほうから示されていたところでもありますけれども、なぜこのクーポン券ということを選択をされたのでしょうか。

2 番目なんですけれども、緊急性の問題なんです。これは地方自治法では、特に緊急性を要して、議会開会をする時間のために効果が失われるような場合、緊急性が対応できない場合は専決というふうになっているんです。これが要件ですよ。これは自由裁量じゃないですから、議会の審議権、議決権を侵すものですから、客観性が要求されるわけですよ。その上で年度を越えるわけですから、給食費とか水道料金だったらすぐできたわけですよ。なぜこのクーポン券を選択されたのか。いろんな事業のメニューがあったはずなので、なぜこれを選択されたのかということについてお聞きします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** なぜクーポン券を選択したのかというご質問ですが、先に行いました議員全員協議会においても、水道基本料金の減免ができないのかというご意見もございましたが、水道基本料金の減免につきましては、前回の令和 4 年度に行った実績で約 6,000 万円程度でございました。今回の交付金を全額充当しても 1 年以上かかることや、事業者支援という側面からの効果が低い点などを加味しまして、市といたしましてはクーポン券事業を、交付額を 1 人 2,500 円にし、速やかに事業実施をする方向で進めさせていただくよう専決させていただきました。

以上です。

**奥本議長** 谷原議員。

**谷原議員** クーポン券を選択したというのは、水道事業については、基本料金であると次の年度 1 年間かかるということで、事業者に対する支援効果が薄いということでありました。しかし、これは意見になりますけれども、議会としても、しっかり議論する場を設ける案件ではなかったかなと私は思います。

専決処分というのは、例えば年度末、国で税制が変わりました、4 月 1 日から税を徴収せなあかん、これは期間がないですから、また決まりきったことです。議会での審議もそう必要ありませんので、専決処分ということはあると思います。ほかにも過去にも葛城市でも専決処分はあるわけですが、これをやったらあかんということではないんですが、地方自治法では要件をきちっと定めて、客観性が要求されるものですから、今回については物価高騰対策についてのいろんな議論が必要であったものでありますから、臨時議会をほかの市町村は開いていますよ。何で葛城市は開けないんですか。この点では、私は議会軽視だと思いますよ。開いているところがある。あるいは、この 3 月定例会で、用途をこの補正予算で出すようなところもある。だから、これが繰越明許になっての執行になっていますから、私はもうちょっと議会のご意見を聞いていただけてよかったんじゃないかなというふうに思います。

これは承認案件ですから、不承認になっても専決の効果は変わりませんから、執行される

わけですよ。だから議会の審議権、議決権が損なわれる問題ですから、私は議会の意思としても、これは納得できるものではないというご意見を申し上げておきたいと思います。

以上です。

**奥本議長** ほかに質疑はありませんか。

増田議員。

**増田議員** 私もこの専決処分についての判断、全員協議会とか、ご説明をいただいているということでも、私も聞かせていただいたんですけども、どうも時間的余裕がないとご説明いただいたんですけども、どの点で時間的な余裕がなかったのか。逆に言うと、緊急性ということが1つの判断基準になっているかというふうに思うんですけども、過去の専決の理由からすると、今回のこの緊急性、過去の例からいきますと、災害時の緊急な対応、それからコロナのときの対応について専決をされるという、これは妥当性があるかなというふうに思うんですけども、今回のこの物価高騰、これがどの辺で緊急性を要したかということが、ちょっと疑問として残るんです。

説明をずっと聞いている中で、専決をした市長のお考えというのを聞いてないんで、改めてここで、専決という判断をした市長のお考えを聞かせていただきたいなというふうに思います。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業実施につきましては、これまで市が取り組んできた様々な事業を担当部局とも調整し、今回は1人当たり2,500円のクーポン券を全市民に配布することで決定いたしました。その理由としては、食糧費や燃料費など様々なものの物価が高騰する中、その影響を受けた市民の皆様や市内の事業者の皆様に、少しでも早くこの事業を実施することで、生活支援や地域経済の活性化に効果があると考えて専決処分を行い、実施することとさせていただきました。

以上でございます。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 当然、物価高騰対策を緊急に早く市民の方に届ける。これは2,500円の一般財源も含めて支給するという判断をされたということは、非常に好ましいことやというふうに思うんですよ。ただ、議会で、予算審議の中でいろんな意見が出ていました。私もなるほどな。それから、先ほど谷原議員からございました水道料金。高垣部長は1年間ということで、消化し切れんというふうな金額ということですけど、別にいいじゃないですか。水道料金半分にしろ、半分だけ使いましょう、残りの半分はクーポン券でいきましょうというような方法もあるんですよ。水道料金というのは、あえて言うと、国の支給要領の中にあえて書いているんです。下水道料金も含むと書いてあります。私、なるほどなど。水道に関しては、非常にそういう場面で有効な支援策かなというふうにも、ずっと国の資料を読んでいると、そういうことも書かれていました。

こういったことをやっぱり議会で、予算審議の中で議論した上での決定ということが私は必要じゃないかなと。ある市の専決処分に対する議会からの愚言として、安易な専決処分は

明らかな議会軽視であり、議会制民主主義を否定する非常に危険な行為だ、こういうふうな提言もされている討論を抜粋して読みましたが、そういう危険性があるというようなこともございますので、この緊急性を要するという判断、これは先ほど申し上げました災害等、それから少ない金額の場合とか、そういうふうなものに限って専決処分をされるということ、を今後十分ご配慮賜りますようお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

**奥本議長** ほかにありませんか。

杉本議員。

**杉本議員** 僕も全員協議会でいろいろ言わせていただいて、もう何回も同じこと言うのはあれですし、谷原議員と増田議員がおっしゃったとおりだと思うんですけども、専決でお急ぎになられているのはよく分かりましたし、そうしたいのは分かるんですけども、このクーポン券を配られるのは結局5月ぐらいということですよ。専決処分されたのは2月3日でしたっけ。で、5月になると。これ、改めてもう一回聞きますけども、臨時議会をやっても多分それほど変わらんかったと思うですよ。変わったとて、国はできるだけ早期にと言っているだけで、専決処分せいと言っているわけじゃないじゃないですか。

もう一つ疑問なのは、丁寧にやられているというのは分かるんですけども、一番最初の全員協議会では、この使い道は給食費とクーポンと交通やったんです。僕がそのときに、いや、臨時議会をやって、ちゃんとみんなの意見を聞いて、使い道をちゃんと考えたほうがいいんじゃないですかとか、クーポン金額は少なくないですかという意見が出て、次の全協でクーポンに変わったんですよ。何で変わったのかもよく分からないんです。それだったら一番最初の案で専決されたほうが、まだ気持ちいいというか。それやったら臨時議会をやっていただいて、議案として通していただいたほうが僕はいいのかなと思うんですけども、臨時議会ができなかった理由、急いではというのとは分かりましたよ。それはもう意味は分かりましたけども、臨時議会をやっていただかなかった理由というのがあんまり明確に聞こえてこないのと、なぜ1回目の全協のときの案と専決の案が違うのか。

この2つ、お願いします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** まず、臨時議会を開くいとまがなかったのかというご答弁をさせていただきます。また繰り返しになるんですけど、国の示す物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の文章の中の推奨メニューを活用した支援に関する検討の中には、地域の実情に応じ可能な限り早期の予算化に向け検討を行い、速やかに進めるようという記載がございます。先日の2月3日に正副議長、議会運営委員会の正副委員長と理事者側で協議させていただきました結果を受けまして、2月3日付で専決の手続きを行っております。市といたしましては、クーポン券を早急に市民の皆様に届けさせていただきたいと考え、今回、専決明許繰越の手続を行わせていただきました。

以上です。

**奥本議長** 給食費とかもあったけど、クーポン券一本化になった理由というところの答弁をお願いします。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** クーポン券に一本になったところ、すいません、答弁漏れしまして、1回目の議員全員協議会でお伺いした意見も踏まえまして、理事者側で一旦持ち帰らせていただきました結果、そのときにはクーポン券1人当たり1,500円であったところを2,500円にさせていただきました。それにつきましては、どちらのほうかというところを内部でいろいろと協議させていただいた結果、効果の大きい1人2,500円ということで決定したところでございます。

以上です。

**奥本議長** 杉本議員。

**杉本議員** 今後気をつけてくださいとか、できるだけやめてくださいと言うしかないんですけども、ただ、今のご答弁を聞くと、2回目の正副で決めたってなりませんか、それ。4人で決めたってなりませんか。僕らの意見、1回目の全員協議会の意見を踏まえて2回目、そこで専決の許可が出たとは言いませんけども、そこを僕は言うているんです。やったら、ちゃんと議員の皆さん、例えば使う内容を変えられるのが議会の立場だと思うんですよ、僕。

先ほど増田議員がおっしゃった全く同じとおりのけど、何で余ったらあかんのっていう意見もあるわけじゃないですか。水道なんか、僕らは県域水道に入っていないから、単独でやっているんだから、そういう自由がきくわけでしょう。だから、水道代にしたら、余った分でできることやればという話にもなるわけじゃないですか。そういうことを言えるのが、1つお金を使うことにしても、磨き上げて、議会の意見を取り入れて、磨き上げるために僕らがいてるとも思っているんですよ。

て考えたときに、やっぱりその4人のところで専決決まりましたというようなご答弁をいただくと、ほかの10人は何のためにいてるのってなるんですよ。これはもうちょっと次、気をつけていただきたいとか、議会側としてもはっきり言わなあかんと思うんですけども、順序を踏んでいただいてちゃんとやったほうが、だって、専決やるんやったら、これぐらいのことを言われる想像はつくわけじゃないですか。やったら、その次の瞬間にもう事務局に言うて、臨時議会を速攻開いてください。でも、いや、事務局がその日程は無理ですって言われてんやったら分かるんですよ。それもなかったわけでしょう。

もう細かい間事情はいいですけども、次からはそういうふうに順序立ててやっていただいたら、僕は全然こういうことをやっていただくのは問題ないんですけども、そういった順序というのをしっかり守っていただかないと言わざるを得ないんで、次からは気をつけていただくように。

さっきの答弁で、4人のところで決定したということですか。何か今の話だと、4人のところで承認を得たみたいなイメージに聞こえたんで、そこだけちゃんと答えてください。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** すいません、修正させていただきたいと思います。正副議長と議会運営委員長、副委員長とお話しして、報告させていただきました。その後に理事者側で持ち帰って、専決と決定させていただいたということでございます。

以上です。

**奥本議長** ほかにございませんか。

西川議員。

**西川議員** 先ほど高垣部長のほうからも、ちょっと誤解の生むような答弁があったと思うんですけど、谷原議員も杉本議員も増田議員もおっしゃるとおりなんです。ただ、これはもう専決は市長の特権といいますか、決められることです。議会は、ただ開かれる、何回も出ています。結局どのことによって、4つあると思うんですけど、要は開かれへん理由なんですよ。今回でいうたら、開かれへん理由というのが、議会を開いたら、結局やっぱりクーポンが遅くなるというところに尽きるということでおっしゃっているんですけど、僕は何回も、やっぱりいろんな議論が出ますよという話はしていました。で、全協でもやっぱり丁寧には話してくれはったんで、理事者としては、その辺は1つの順序を踏んだはんのかなと思っています。

それで、一応皆さんの意見も1回聞いて、修正といいますか、効果の高いほうということも出してきて、僕らはそのときにそれを承認はしていませんよ。報告を受けた。でも、専決にするという理由として、明確にははっきりと感じていなかったところがありますけど、一刻も早く市民の皆様にはクーポンを届けたいという、その思いは分かります。ですので、これからほんまにこういう議論が分かれるような、もう最初から言うてましたよね、副市長。議論が分かれるようなやつは、もう前もって前もって、やっぱり臨時議会のことも頭に入れながらしていただきたいと。皆さんのおっしゃるとおりです。ということをこれから注意していただきたい。もうほんまにそれしか言うことないと思います。

以上です。

**奥本議長** 西井議員。

**西井議員** 正副、正副で了解したというよりも、例えば水道料金にという話もあったけども、施行するのは状況としてはという説明、また、クーポン券についても、結局県との調整した中で、こうこうですねと、普通の一般的な商品券は無理やねとかいう、きちっとした説明を受けて、苦渋の決断をしてやっているのに、正副、正副で独断で了解したみたいな言われ方。

本来なら、当初から1回目の最初の全協のときの話のように、臨時議会をやるべきやんか。それをちゃんと、こういうふうには話がもめるようになって、ほんで、おまけにもっと言やあ、そのクーポン券が一日も早く市民に使ってもらえるようにと言いながら、この前の全協で、クーポン券は発注したと。ほんで、あと、もう専決処分で行っていきと決めているんやったら、一日も早く市内業者も募集をかけて、一日も早く印刷したらええのと違うの。

この前も言うててん、何のために正副、正副で、もうここまで来たら、一応皆さんの意見も聞いた中で、スムーズに市民に配布させてもらうのがええわというふうな感覚で了解してんのに、全部一方的に了解したような話をされて、おまけに日にちがかかんねんて、何か正副、正副でペテンに理事者側の説明を受けたみたいな。話違うやろ、そんなんと。

やはり一日でも早くという話が、我々4人も、前提にせつかく国からの補助金、国から市民に対しての補助金やん。それやから早く渡すべきやという考えもあって、本来の形は崩れても、市民のためやという形で、おまけに予算の話で問題が起こる部分もあんねんけど、ただ、その中で2,500円に1,000円上げて、一般会計も一部負担するならという形やからね。市民の

1,500円よりも2,500円、1,000円の差で、もっとぎょうさん本来は市民にもうてもらいたいわ、はっきり言うて。にもかかわらず、当初よりも市民が喜んでもらうことを理事者側も考えてくれているということも加味した中で、苦渋の選択で、本来の姿を変えることも、市民のためを考え、しょうがないなという形になったと。

何か正副、正副で、何か今の話を聞いてたら、ほんまに詳しい状況をいろいろ正副、正副のとき説明を聞いて、ほんで議員の皆さんの意見も反映されたかどうかというのも、反映できる部分もあるとかいう説明もちゃんと聞いた中で苦渋の選択をしてんのに、今の話でいろいろ聞いてたら、ほんまに正副、正副が何か簡単に妥協したような感じで。その上に、その苦渋の選択をした中でやってるから、もうこの専決処分で上がってきたらしゃあないけど、できるだけ早く市民に配布できて利用してもらえるように、ほんまにそれだけ少なくともやってもらいたいなと。

以上です。

**奥本議長** ほかに質疑はございませんか。

横井議員。

**横井議員** 古今東西、プロセスに議論、疑問があっても、もう既に方針が出ているのです。先ほど皆さんが、プロセスに対して疑問がある、もっと議論したらいいという、その意見は私も思ったんですが、ここでもう同じような議論をするというよりは、理事者側から一発正式な回答を、こうしてんということをはっきり言っていたほしいと思うのですが、すっぱりしていいと思うのです。そのほうが今後、後々、議会をずっと行けると思います。どうでしょうか。一発簡単に、明瞭に、こうでした、こうなりましたと言ったらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

**奥本議長** 横井議員、今の質問なんですけど、正確な回答というのは、いまいちおっしゃっている意味がよく分からないんですけど、何を求めているんですか。回答については、これは専決の報告になっております。それについて我々は今、質疑の場合なので、質問をしてください。

横井議員。

**横井議員** 先ほどから何度も水のこととかを言われております。そこをはっきり分かるように、簡単明瞭に説明してあげたほうがいいのではないのでしょうか。ビデオが回っています。

**奥本議長** 横井議員、専決の理由をもっと簡単に言ってほしいという、そういう意味ですか。今以上にもっと簡単にということですか。理事者、お願いできますか。

林本総務部長。

**林本総務部長** 先ほどからの答弁と重複することになるかと思いますが。物価高ということで、市民の皆様にも、やはり少しでもそういったお買物をするときに役立つクーポン券を、少しでも早くお届けしたいということでの専決の理由となっております。

以上です。

**奥本議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

**谷原議員** 私は本承認案件について、不承認とするという立場で発言をいたします。

地方自治法において、長の専決処分要件が定められております。その専決要件は4要件あるわけですが、今回につきましては、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めるときという要件に沿った専決処分であろうと思います。

しかし、この要件につきましても、厳格な規制が行われていると私は考えております。その規制というのは、私ども議員が参考にしていきます逐条地方自治法、これは行政文書それから裁判判例等も含めて、法解釈について厳密な解釈を施しておりますから、私どももこれに基づいて大体議会活動もやるところがあるわけですが、そこにはこのように書かれております。緊急を要するときとは、この場合は絶対に議会の議決または決定を得ることが不可能な場合ではないが、当該事件が特に緊急を要し、議会を招集してその議決を経ている間に、その時期を失するような場合であると。つまり、議会を開催するという時間の間に時期を逸するということがあるから、その場合は専決が許されるということであります。

これにつきましては、専決の認定につきましては、こう書いてあります。普通地方公共団体の長が行うのであるが、いわゆる自由裁量ではなく、規則裁量に該当するのであって、長の認定には客観性がなければならない。つまり、規則裁量ですから、法に照らしてどうかということが客観的に問われる問題だということなんです。

私が先ほど質疑しました中で、これは3月までにクーポン券が配布されるのであれば、私は、事務的作業の時間がかかりますから緊急性があるものと、それは納得します。だけど、この補正予算は来年度執行ですよ。だから繰越明許みたいになっているわけですね。そんな補正予算を出されて専決ってね、こんなんどう考えても客観性がないじゃないですか。補正予算そのものが客観性がないということを証明しているような、そんな議案を出されてですよ、これを認定するなんていうことは、私はあつてはならないと思います。少なくとも11月に交付決定があつて、2月の専決処分まで議論する、議論をされていたわけですよね。そういうことがあるわけですから、そうであれば、本当に専決するんだったら、3月までということとでやるんだったら私は納得しますが、この専決処分については私は客観性がないというふうに考えますので、不承認といたします。

**奥本議長** ほかに討論はありませんか。

増田議員。

**増田議員** 私も不承認の立場で討論させていただきます。

私も谷原議員とよく似た理由なんですけれども、先ほども申し上げましたように、緊急性に関して、もう少しシビアな線引きをしとかなあかんのちゃうかと。資料を見ていると、特に緊急性を要するためという理由づけをしているんですよね。私は、特に緊急性を要する部

類に入らない今回の専決であったかなと。

先ほども申し上げましたように、この専決をするための特に緊急性を要する例として、こういった場合とか、ある程度分かりやすい基準を設けて専決をしていただくということが望ましいかなと。例えば先ほど申し上げましたように、コロナ対策であったり、それから災害対策であったりというふうなことがその言葉の前にあって、特にこのような、特に緊急性を要するということを列記していただかないと、ただ緊急を要するというふうなことであれば、私、予算に関しては、これから始まります当初予算も含めて、全て緊急性を要する、早く判断をする必要があるというふうなことは十分承知をした上で申し上げているんで、その辺のところを十分今後ご理解をして専決処分をしていただきたいということをお願い申し上げます、不採択発意とさせていただきます。

以上です。

**奥本議長** ほかにございませんか。

坂本議員。

**坂本議員** 私は、この専決処分につきましては、いろいろお話がありましたけれども、既に正副、正副により承認されておりました。

**奥本議長** 坂本議員、先ほどの話を聞かれていましたか。理事者の説明では答弁の修正がありまして、正副、正副の承認というのは一切やっておりますので。

**坂本議員** はい。じゃあ、その点は省きまして、一日も早く市民にクーポンを手元に届けなければならないと私は考えます。よって、承認して市民にクーポンを早く使ってもらい、地域の経済の活性化をするべきものだと思います。よって承認とさせていただきます。

**奥本議長** ほかにございませんか。

川村議員。

**川村議員** 私は、この専決処分の内容について、前回の全員協議会でも申し上げたんですけれども、これまでの専決でやった分につきましては、1つの案件がもう定まった、要するに目的がしっかりと定まった中で、これをいつ行うかと、一日も早くという取組の中で議会は承認してきたという、そういった例がたくさんございます。しかしながら、今回は住民の意見を我々は酌んで運ぶ立場でありますので、やはり一定の議論をしていくということが必要であるという内容であると私は思います。

丁寧な運び方をされたかという、少し、幾ら緊急なタイムスケジュールであったとしても、他市も臨時議会をしている。いとまがないというところは、やっぱり議会に丁寧に諮るという姿勢があったのかなと、私はもうそこにつきます。議会と行政の在り方ということをもっとしっかりと密に連携しながら事を運んでいかなければ、この内容を決定するのに、本当に非常に様々な意見があるという内容ですので、そういった丁寧な議論をやってから専決に入っていただくのは構わないんですが、このタイミングで専決がいいのか、次の予算でいくのかという、これは繰り越ししているわけですから、全くこういうことが描かれている中で、議会としては専決ということよりも、もっと違うやり方があったんじゃないかというふうに思わざるを得ないということで、私は、今回は議会としても大きな立場であると思いま

すので、この件について、もう専決されていていっていますが、私、議会としては不承認という形を取らざるを得ないと思っております。

私の討論とさせていただきます。

**奥本議長** ほかに討論はありませんか。

吉村議員。

**吉村議員** 私は、今回の承認第1号の承認を求める件につきまして、多くの議員がおっしゃっているように、緊急を要することかどうかということにつきまして、これにつきましては、次回以降、こういった場合につきましては、やはりしっかりと議会を開いて、臨時会を開いてやっていただくという条件をつけまして、今回につきましては、地方創生臨時交付金について、まず私も議会に事前に相談があり、そして、その中で全員協議会等が行われたという事実がございます。しかし、そのタイミングがちょっと遅かったと。もっと早く判断をされていれば、臨時会が開けたんじゃないかなというふうに思うわけですが、もう相談をされた段階では時期が遅かった。その中で、少しでも早くクーポン券を配りたいというふうなことでありました。お話を聞いておりますと、やはり臨時会をまた開いてクーポン券を配るとなりましたら、1か月以上も遅くなる。早く配りたいというふうなことにしましては、私もそれについては早いほうがいいだろうというふうに思うものであります。

私は今回につきましては、次回からはこういうことがないようにということをお願いをしておきまして、承認第1号につきましては承認をいたしたいと存じます。

以上です。

**奥本議長** ほかに討論ございませんか。

藤井本議員。

**藤井本議員** 議論を聞いていて、私、これ、初めは承認をさせてもらおうと思っていたんです、専決というのは、これは市長が持っている、理事者側が持っている1つの方法として認められているわけです。過去に遡りますと、専決するときには、知らない間に専決されたという場面も遠い昔はございました。こんなことしてたらあかんやんかと、議会としっかりと話をして、いとまがないということで臨時議会ができないのであれば、議長、副議長、また今も話に出ております議運等とちゃんとお話をして、そこでいわゆるオーケー、承認をもらった上でやるということで、そういうふうにしてくださいよということで来ていました。

私はそうやと思っていたので、今回についても承認をさせていただこうと思っていましたけども、今の中では、ただ報告しただけですねんと、報告をしてきましてんということで、皆さんがおっしゃっているとおりですわ。ほんまに早くやるんだったら、そうやと思いますけども、5月になるというふうなことも含めて、そういう説明がなかったんやろうなというふうに推測をいたします。

だから、報告はしたけども、何も承認ももうてないという中で、こちらで決めましたということになりましたので、もう一度申し上げますけども、当初は承認をさせていただこうと思った分でありますけども、議会と理事者との関係ということを修復するためにも、今回は不承認とさせていただきます。

奥本議長 ほかにございませんか。

柴田議員。

柴田議員 私も不承認にさせていただきたいと思います。理由としては、一刻も早くクーポンをということで、専決処分ということを選択されたと思うんですけども、1回目の全員協議会の際に3つの事業を紹介されて、そこで私たちの意見も出させていただいて、2回目のときは1つの事業に絞られたという点においても、やっぱりまだまだ議論の余地はあって、私たちの意見も聞く場がなければならないと思っています。

あともう一つ、1つに絞られた事業に一般財源も投入されているということで、やはりそういう点でも、臨時議会または3月の予算特別委員会でちゃんと議論されるべき案件だったというふうに私は思いますので、今回は不承認とさせていただきます。

奥本議長 ほかにございませんか。

松林議員。

松林議員 専決処分ということで、もっと専決に至るまで議会に審議を諮るとか、そういうことができなかったのかなと。もう少し、もっともっと審議を尽くして決めるべきであったのだろうかなと私は思うんですけども、でも、理事者側としましても、少しでも早くクーポン券を配布したいという、こういう思いの中から、こういうことになったのであろうかと思います。

今回は一応採択という形で、この次からは今後二度とこういうことのないように、事前にやっぱり議会になるべく審議を諮っていただくことを望みまして、私は採択という形でさせていただきます。

奥本議長 ほかにございませんか。

杉本議員。

杉本議員 私は、この専決処分には不承認の立場で討論させていただきます。2回の全員協議会で、もう一番に手を挙げた僕が承認したら、何だお前ってなりますので、もちろん不承認の立場で討論させていただきますけども、専決処分でもうやっていただいているし、クーポンのほうは一日でも早く全員思っていますから、もうやっていただいて結構ですし、これは不承認になったとて何も変わらないと分かっているんですけども、次にやってほしくないからこそ不承認で行かせていただきたいと思います。

これで承認されたということは、承認されたんよって思われる。でも、僕らは専決の持っていく方を言っているんですよ。中身に関しては、市長がそう思われてやられるんやったら、それでいいんじゃないですか。しかも専決というのも、そういうルールがある以上はしゃあないんですけども、1つ気になるのは、緊急なところなんです。皆さんの感覚と僕の感覚の緊急が違うのは、ちょっとよく分からないですよ。緊急って、やっぱり防火シャッターが壊れたとか、がけが崩れた、それを一日も早く、もう緊急で。でも、この専決に関しては、緊急のことに当てはまっているのに、やるのが5月なんですよ。この感覚が僕はずれているかなと。僕はもっと緊急というのは、一日も早く、それこそ一日でも早くクーポンって全員思ってますよ、ここにいる人。ただ、緊急でやるんやったら、あさってに届いてにやならんと思うんですよ。その差があるのかなと思います。

ただ、その内容に関しては、やっていただいても結構やと思うんですけども、専決に至った理由に関して、なるほどと思ったことは1回もないんですよ。部長の答弁、何回も聞かせてもらたんですけども、というのも、やっぱりルールを持って気持ちよくやっていただきたいんですよ。同じ1億何千万使うんやったら、やっぱり議会の承認をちゃんと得て使っていただきたいと思いますし、そのために僕らはこう座っていると思いますけども、それなのに今回に関しては、僕はなるほどと思って、臨時議会、あした議運、朝から議運やって昼から臨時議会やりますというふうに強引にでもやっていただいて、できひんかったのかなとすごく思うんですよ。それぐらいの、緊急ってそういうことなんじゃないのって僕は思うんですよ。

ただ、やっていただくことには問題ないと思うんです。内容に関しては別にいいと思いますけども、やり方、持っていく方に関しては承認できるものではないですので、不承認とさせていただきます。

以上です。

**奥本議長** ほかにございませんか。

西井議員。

**西井議員** 私、先ほども申し上げましたとおり、市民に早くその2,500円を使ってもらいたいという気持ちを大きく持っとるわけ。本来は議会の制度の中で臨時議会という方法もあって、また市長の専決権もあると。ただ、説明を受けた中で、やはり市民に受け取ってもらうものを一日も早く受け取ってほしいという形を当初から持っております。今後、やはり議会の制度も今回の例にならんように、まず2,500円の件、一日も早く市民に配ってもらうことを願いまして、今後の忠告をついでにつけさせてもらった中で、一応了解するという形にさせていただきたいと思っております。

以上です。

**奥本議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより承認第1号議案を採決いたします。電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の議員は賛成のボタンを、承認しない議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**奥本議長** 押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は14時でお願いいたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後2時00分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第7、議第2号から日程第34、議第29号までの条例の制定または改正28議案を一括議題といたします。

本28議案につき、提案理由の説明を求めます。阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第2号から議第29号までの28議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されたことに伴い、懲役及び禁錮についての規定のある7つの条例について、所要の改正を行うものであります。施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

次に、議第3号、葛城市乳幼児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、児童福祉法の一部が改正され、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園を支援する乳児等通園支援事業が創設されることに伴い、当該事業に係る設備及び運営に関する基準を新たに制定するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の項ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについてでございます。本案につきましては、葛城市総合計画及び総合戦略の策定並びに評価に係る審議会の設置等に関し、必要な事項を定める改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第6号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告を受け、令和6年12月に公布されました給与改正法に準じ、特定任期付職員に係る給料表の引上げ、期末手当の引下げ及び勤勉手当新設等の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正及び人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項が示されたことに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれの改正

を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第９号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じ、令和６年12月期で引き上げました議会議員に対し、支給する期末手当の年間支給割合を、令和７年度以降において平準化するもの、及び葛城市職員の旅費に関する条例の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第10号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、葛城市総合計画審議会条例及び葛城市職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第11号、葛城市実費弁償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、葛城市職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第12号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じ、令和６年12月期で引き上げました特別職の職員で常勤の者に対し支給する期末手当の年間支給割合を令和７年度以降において平準化するもの及び葛城市職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第13号、葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、葛城市職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第14号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告及び給与改正法に準じ、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第15号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告及び給与改正法に準じ、所要の改正を行うもの、及び葛城市職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第16号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正により国家公務員等の旅費制度が抜本的に見直されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第17号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、企業誘致の促進を目的として、地域経済牽引事業者が固定資産税の課税免除の運用を受けることができる対象施設の設置期限の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第18号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、法令の改正に

基づき所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第19号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、新しく南新町区コミュニティセンターが完成することに伴い、条例から南新町分館を削り、當麻文化会館で使用していた機器の一部を中央公民館で使用するに伴う使用料の改正をするものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第20号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正により、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する基準の緩和及び栄養士に関する基準の緩和について改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第21号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、特定地域型保育事業の連携施設の確保に関する基準の緩和について改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第22号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、現在、磐城第２保育所において実施しております一般型一時預かり事業について、今後、磐城認定こども園においても体制が整った際には速やかに実施できるよう、あらかじめ必要な規定の整理を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第23号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置基準の柔軟化に係る所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第24号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地震等の大規模災害等の発生時に、国の補助対象となる介護保険料の減免申請の受付を、個別に条例改正を行うことなく、より円滑に実施することができるよう、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第25号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の引用条項の条ずれの改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第26号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告及び給与改正法に準じ、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年４月１日でございます。

次に、議第27号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、大腸菌群数に係る放流水の基準の改正及び排水設備責任技術者の資格要件の緩和について、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、放流水の基準の改正については令和７年４月１日から、排水設備責任技術者の資格要件の緩和については公布の日からでございます。

次に、議第28号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

最後に、議第29号、葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たな区分を追加する改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入りますが、本28議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号、議第4号から議第17号まで、議第25号、議第26号、議第28号、議第29号の19議案については総務建設常任委員会に、議第3号、議第18号から議第24号まで、議第27号の9議案については厚生文教常任委員会に、それぞれ付託審査願います。

次に、日程第35、議第30号から日程第40、議第35号までの令和6年度補正予算6議案と、日程第41、議第36号から日程第49、議第44号までの令和7年度当初予算9議案の予算関係15議案を一括議題といたします。

本15議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第30号から議第44号までの15議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第30号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,567万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億1,236万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額、また、国の補正予算に伴う補正といたしまして、年度を前倒しし補正予算を計上するもので、農林商工費では団体営土地改良事業、土木費では国鉄・坊城線整備事業及び社会資本道路改良事業、消防費では防災対策事業、教育費では小学校管理事業及び幼稚園管理事業でございます。また、第2条は繰越明許費の補正で、国の補正予算に伴う事業など9事業を繰り越すもので、第3条は地方債の補正でございます。

次に、議第31号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,612万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,210万9,000円とするものでございます。なお、補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額及び基金積立金の追加でございます。

次に、議第32号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、歳入において学校給食負担金を438万7,000円減額し、同額を一般会計より繰り入れするものでございます。

次に、議第33号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,420万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。

次に、議第34号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業収益の総額に239万6,000円を追加いたしまして、水道事業収益の総額を8億1,391万円とし、水道事業費用の営業費用で341万円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を8億1,468万8,000円とし、資本的支出の総額から3,400万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を4億7,882万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、原水不足による県営水道受水費の追加及び不用額の減額でございます。

次に、議第35号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、下水道事業収益の総額に176万6,000円を追加いたしまして、下水道事業収益の総額を11億9,907万円とし、下水道事業費用の総額に183万7,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を11億9,549万6,000円とするものでございます。また、資本的収入の総額から2,012万8,000円を減額いたしまして、資本的収入の総額を4億4,403万5,000円とし、資本的支出の総額から2,019万9,000円を減額いたしまして、資本的支出の総額を7億8,038万6,000円とするものでございます。補正内容につきましては、不用額の減額、消費税及び地方消費税の追加でございます。

次に、議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は194億5,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと18億2,000万円の増となっております。主な事業といたしましては、當麻複合施設整備事業、市制20周年記念事業、忍海学童保育所整備事業、新庄小学校長寿命化事業など、引き続き市民第一の住みよいまちづくりの実現に向けた予算となっております。歳入予算につきましては、市税では46億3,325万円で、前年度比3.9%の増を見込んでおります。また、地方交付税といたしまして52億2,000万円を計上いたしております。

次に、議第37号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は39億1,800万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと7,100万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億7,769万9,000円、国民健康保険事業費納付金で9億5,239万円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第38号、令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、

保険事業勘定では、予算の総額は35億5,630万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億6,660万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で32億9,251万7,000円、地域支援事業費で2億898万7,000円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は3,680万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと570万円の減となっております。歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で3,419万4,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第39号、令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は5億360万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,520万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で1億1,805万2,000円、給食材料費で2億8,691万9,000円、光熱水費で3,651万7,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第40号、令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,820万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと40万円の減となっております。歳出の主なものといたしましては、墓地返還に伴う償還金として793万8,000円、積立金で711万3,000円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

次に、議第41号、令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,890万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと60万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、職員給与等で685万円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第42号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は7億870万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,130万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で6億9,974万8,000円となっております。財源には後期高齢者医療保険一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第43号、令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和7年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万5,572戸、年間総配水量は455万7,000立方メートルを予定しております。水道事業収益は8億174万6,000円、水道事業費用は9億2,817万9,000円でございます。支出の主なものといたしましては、県広域水道企業団受水費を含む原水及び浄水費で4億967万5,000円、水道ビジョン改定業務委託料を含む総係費で1億4,599万7,000円、減価償却費で3億150万円となっております。

次に、資本的収入は1,968万円、資本的支出は4億5,002万3,000円でございます、不足する額4億3,034万3,000円につきましては、建設改良積立金等で補てんを予定しております。

最後に、議第44号、令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和7年度の業務の予定量といたしまして、水洗化人口は3万5,554人、年間有収水量は385万8,000立方メートルを予定しております。下水道事業収益は12億1,273万5,000円、下水道事業費用は12億952万9,000円でございます、支出といたしましては、営業費用で11億682万1,000円、営業外費用で1億240万8,000円、特別損失で30万円となっております。資本的収入は4億2,108万8,000円、資本的支出は7億4,704万8,000円でございます、不足する額3億2,596万円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入りますが、本15議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号から議第44号までの15議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号から議第44号までの15議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後3時00分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、配付している日程表のとおり、7日、10日、27日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日は午前9時30分から総務建設常任委員会が、12日は午前9時30分から厚生文教常任委員会が、14日は午後2時から議会改革特別委員会が、また、13日、17日、21日は午前9時30分から、18日、19日は午後1時から予算特別委員会がそれぞれ開催されます。委員各

位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時02分